

福岡県医発第 1151 号（総）

平成 19 年 10 月 4 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

「特区、規制改革集中受付月間」について

標題のことにつきましては、政府は構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を 10 月 15 日より 1 ヶ月間全国で行なうこととしており、多方面から多数の提案が出されることが予想されます。

本件について日本医師会では、経済活性化のみを目的とする医療の規制改革や規制緩和策等は絶対に容認できないという姿勢であり、別紙のとおり、本会宛情報提供の協力依頼がっております。

つきましては、6 月の提案募集の際〔福岡県医発第 437 号（総）（H19.6.8 付）〕にもお願いしておりましたが、貴医師会管下の市町村や各種団体、企業などから提案されることが考えられますので、医療に関する提案については十分注視していただき、情報が入りましたら本会総務課（TEL092-431-4564 山下）までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

医療に関する提案等には、早急に対処する必要がありますので、まずはお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



平成 19 年 9 月 27 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



「特区、規制改革集中受付月間」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、政府では、例年どおり構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を 10 月 15 日より 1 ヶ月間行う予定です。

今回も、貴会管下の地方公共団体、各種団体・企業、個人等より多くの医療に関する提案がなされることが予想されます。これまでと同様、貴会管下の動きについて注視いただくとともに、医療に関する提案には素早く対応していただきますようお願い申し上げます。

また、全国の医師会が情報を共有し、もって、経済活性化目的の医療の規制改革に対処するため、本会への情報提供につきご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成19年9月14日

「特区、規制改革集中受付月間」について

内閣官房 構造改革特区推進室
内閣府 規制改革推進室

1. 趣旨

政府では、本年10月15日から11月14日までの間、構造改革特区における規制の特例措置の提案及び全国で実施すべき規制改革の要望を同時に募集いたします。

つきましては、以下をご参照の上、奮ってご提案くださいますようお願いいたします。

1. 募集要項

2. 共通記入様式

3. 様式記入例:

① 構造改革特区に関する提案(PDF)

② 全国規模の規制改革に関する要望(PDF)

2. 連絡先

各制度についてご不明な点等ございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

● 構造改革特区推進室 ※

(佐 藤 03-5521-6613)

(小 川 03-5521-6761)

○ 規制改革推進室

(安 藤 03-5501-2819)

(丸 山 03-5501-2826)

※ 募集全般に関するお問い合わせにつきましては、構造改革特区推進室までご連絡ください。

※ 構造改革特区、規制改革の各制度の内容につきましては、各ホームページもご参照ください。

○ 構造改革特区について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

○ 全国規模の規制改革について

規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

「特区、規制改革集中受付月間」募集要項

内閣官房 構造改革特区推進室
内閣府 規制改革推進室

政府では、本年10月15日から11月14日までの1ヶ月間を「特区、規制改革集中受付月間」とし、国の制度改革に関する提案(要望)を募集いたします。(構造改革特区及び全国規模の規制改革に係るもの)

1. 趣 旨

政府では、国の制度改革(構造改革特区及び全国規模の規制改革)に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。

2. 提案(要望)の主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案(要望)を提出いただけます。

なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成19年10月15日(月)から11月14日(水)正午まで

(詳細については **11. 募集締切** をご参照ください。)

4. 提出先

●内閣官房 構造改革特区推進室内 提案(要望)募集担当

<住所> 〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

<電話> 03-5521-6611

<メール> toc@cas.go.jp

5. 提案（要望）の取扱い

(1) 関係省庁との調整

いただいた提案（要望）につきましては、取扱いを希望される制度別に次の方法により、構造改革特区推進室又は規制改革推進室が関係省庁と調整を行います。

また、関係省庁との調整過程はホームページで公開いたします。

(注1) 提案(要望)の内容により、ご希望と異なる制度での取扱いとなる場合があります。

(注2) どちらの制度に応募すべきか不明な場合には、構造改革特区推進室で提案(要望)内容を確認後、適切な制度を選定いたします。

提案（要望）の内容	調整方法	調整過程の公開
構造改革特区	構造改革特区推進室が関係省庁と調整	構造改革特別区域推進本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html
構造改革特区又は全国での規制改革 (いずれでも可のもの)		
全国での規制改革	規制改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて規制改革会議で審議	規制改革会議ホームページ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/

(2) 結 論

関係省庁との調整の後、平成20年2月を目途に一定の結論を出すことを予定しています。

提案（要望）の内容	結論の出る予定時期
構造改革特区	平成20年2月を目途
構造改革特区又は全国での規制改革 (いずれでも可のもの)	
全国での規制改革	

6. 募集する提案（要望）の概要

(1) 構造改革特区に関する提案

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて規制改革や地域活性化を行うものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集するものです。

(注)

イ. 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けます。関係省庁を一堂に集めた協議などにより、プロジェクト全体の実現を目指します（「9. 提案（要望）書の記載方法」参照）。

ロ. 必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べられます。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望に基づいた規制改革を行うことで経済の活性化に資するべく、地域を限定しない全国規模での規制改革の要望を募集するものです。

＜要望の例＞

- ・ 法令や通知・通達などの規定に基づく規制の見直し
- ・ 法令上の問題でなくとも、運用が規制的で問題があるもの
- ・ 地域ごとに異なる規制の見直し（ex. 届出様式、提出方法等） など

(注) (1)と(2)のどちらでもよい（どちらか不明）という提案（要望）についても受け付けます。

※ 提案(要望)書の様式については **9. 提案(要望)書の記載方法** の(2)をご参照ください。

【各制度の概要】

各制度の内容については、以下のホームページをご参照ください。なお、各制度についてご不明な点は、**12. 連絡先** までお気軽にお問い合わせください。

○ 構造改革特区について

構造改革特別区域推進本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

構造改革特別区域推進本部

検索

○ 全国規模の規制改革について

規制改革会議 <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

規制改革会議

検索

7. 提案（要望）書記載にあたっての留意事項

提案(要望)書の記載にあたっての留意事項は次のとおりです。

- (1) 提案(要望)の内容、背景、ニーズ、効果等はできる限り具体的に記載してください。
- (2) 過去の募集において提出された提案(要望)について、再度、提案(要望)を行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまでの各省庁からの回答及び関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案(要望)をお寄せください。
 - ① 再提案(要望)の際には、各省庁等からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにしてください。
 - ② 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案(要望)とは異なる視点からのアプローチにより当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。

過去の募集における各省庁の回答等は、上記に記載の関連ホームページでご覧になることができます。

- (3) 次に該当する場合は、検討の対象となりません。該当するものが提出された場合には、受付をお断りさせていただくこともございます。

- ① 関係省庁等への苦情

② 単に税財源措置の優遇を求めるもの

- (4) 規制の所在が明確でない場合には、提案(要望)の実現の可能性を高めるためにも、できるだけ事前に担当の室にご相談ください。
- (5) 規制の特例を設ける又は緩和することにより想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)の提案があれば、併せてご提示ください。

(注) 弊害が懸念される場合には、予防措置(代替措置)として具体的な解決方法を併せて示すとより効果的です。

【例】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

- (6) 関係省庁との調整の過程において、関係省庁から提出された回答について、更にご意見がございましたら、担当の室にご提出ください。その際には、各省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等をできる限りご提示ください。

8. 提案(要望)に際しての注意事項

(1) 構造改革特区に関する提案

- ① 提案にあたっては、実現性を高めるため、次を積極的にご活用ください。

イ. 全国各地で開催される説明会「もみじキャラバン」への参加

提案募集に先立ち、担当職員が各地に出向き、各制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、具体的な提案に関する個別相談会を行います。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/070911/070911momiji.html>

ロ. 各都道府県に配置された構造改革特区制度の実務レベルの専門家である特区エキスパートや地域再生制度について普及・啓発を行う地域再生伝道師への相談

特区エキスパートについては、ホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

地域再生伝道師については、ホームページを参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

ハ. 構造改革特区推進室への事前の相談

構造改革特区推進室への相談には、メール相談窓口をご利用ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/goiken.html>

二. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会など、ご要望に応じて、担当者を派遣しています。構造改革特区推進室へ、電話又は前出のメール相談窓口を利用してお問い合わせください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

ホ. 地域活性化総合相談窓口や地域活性化応援隊派遣相談会における個別相談等 地域活性化総合相談窓口、応援隊派遣相談会については、ホームページを参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/070126/070126.pdf>

② 認定申請と提案募集の違いについて

- イ. 今回の提案募集は、特区における規制の特例措置の追加を行うためのものである

って、構造改革特区計画の認定申請とは異なりますので、ご注意ください。

ロ、 今回の募集において提案を行ったか否かによって、構造改革特区計画の認定に際して有利又は不利となることはありません。

(2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望の実現性を高めるために、「もみじキャラバン」での個別相談会や規制改革推進室への相談などをご活用ください。

9. 提案（要望）書の記載方法

提案（要望）書の様式は共通です（別紙：共通記入様式）。具体的な記載方法については、次の（別添）記入例をご参照ください。

(1) 構造改革特区に関する提案：（別添）記入例 1

（注） 複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める「プロジェクト型提案」については、様式の「プロジェクト名」欄を記入してください。

(2) 構造改革特区又は全国規模の規制改革のどちらでもよい場合（どちらか不明な場合）の提案：（別添）記入例 1

（注） 提案様式の「実現希望区分」欄については、「3 特区又は全国」を選択してください。それ以外の欄の記載については、構造改革特区に関する提案と同じです。

(3) 全国規模の規制改革に関する要望：（別添）記入例 2

10. 提案（要望）書の提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出してください。

(1) 郵送又は持参の場合

提案（要望）書2部及び電子媒体1式を提出

※ 郵送の場合には、封筒の表面に「提案（要望）書在中」と朱書きしてください。

○ 提案（要望）書 2部

【留意事項】

- イ、 提案（要望）書は、片面印刷にしてください（両面印刷は避けてください。）。
- ロ、 全ての書類（提案（要望）書、参考資料）はダブルクリップで綴じてください（ホチキスや外れやすいクリップは避けてください。）。
- ハ、 オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小したものを添付してください。
- ニ、 カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り原稿は白黒で作成してください。
- ホ、 提案（要望）書、参考資料の順番にクリップ止めしてください。

○ 提案(要望)書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1 式

【留意事項】

イ. 電子媒体には、次のようにラベルを付してください。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

なお、「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入してください。

また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子媒体及び電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、全ての提案を必ず同一ファイル内の同一シートにまとめて記載してください。

ロ. 電子媒体に保存するファイルの名称は、次のように付してください。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」、「提案(要望)名」は、イと同様に記入してください。

ハ. 参考資料は、電子データ化し、電子媒体に保存してください。

(2) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合のみ)

提案(要望)書(電子データ)一式を添付して提出

※ 提案(要望)書、参考資料の全てのファイルを添付し【 loc@cas.go.jp 】まで送付してください。

また、当方より到着の通知はいたしませんので、送付後、構造改革特区推進室(03-5521-6611,6613)まで到着確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールの表題は「提案(要望)書送付 提案(要望)主体名」と記載してください。
(例:提案書送付 〇〇町)

「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記入し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入してください。

ロ. 電子ファイルのファイル名は、次のように付してください。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」は、イと同様に記入してください。また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記入してください。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合、全ての提案は必ず同一ファイル内の同一シートにまとめて記載してください。

ハ. 参考資料は、電子データ化し、提案(要望)書と併せて送信してください。

二. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにしてください。システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意ください。

1 1. 募集締切

平成19年11月14日(水)正午までに必着。ただし、下記事項にご留意ください。

(1) 持参の場合

上記募集期間の平日の10:00～17:00までの間に、4. 提出先にお越しください。

なお、最終日(11月14日(水))は正午までの受付となりますのでご注意ください。

(2) 郵送の場合

11月14日(水)正午までに必着としてください。

(3) 電子メールの場合

11月14日(水)正午までに必着としてください。

※1. 期限に遅れて到着した提案(要望)書や、郵便事故や通信事故により未着・遅着となった提案(要望)書については、受け付けられませんのでご注意ください。

※2. 期限までに提案(要望)書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けないこととしますのであらかじめご了承ください。なお、受付期間間際のご提出は、提案(要望)書の不備の修正が困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いします。

※3. 提案(要望)内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案(要望)書に連絡先等を必ずご記入ください。

1 2. 連絡先

ご不明な点がございましたら、該当する下記連絡先までお問い合わせください。なお、募集全般に関するお問い合わせにつきましては、構造改革特区推進室までご連絡ください。

●構造改革特区推進室

(佐 藤 03-5521-6613)

(小 川 03-5521-6761)

○規制改革推進室

(安 藤 03-5501-2819)

(丸 山 03-5501-2826)